

会議録要旨

会 議 名	第12回恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
日時・場所	平成24年7月30日（月）15:00～17:00 市役所3階第2・3委員会室
会議参加者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 雪下 章 相坂正一 山口裕美 田中亜希子 石垣周一 菅原宏輔 藤本恵美子 事務局 吉田次長 広中主査 佐々木主査 大林主任 （傍聴 1名）

開会（委員長）	
	次回から部会報告が始まります。部会報告前の意見交換は、今日が最後になります。今日は、前文、総則、地域オリジナルというようになっていますが、主として地域オリジナルについて議論していきたいと思っています。はじめに、前文について事務局から説明をお願いします。
（事務局）	いつものように他市の前文を抜き出した資料を用意しました。法令における前文とは、法令の制定理由や目的、原則を条文の前に書くというもので、他市の前文を読んだところ、総じて最初に「我がまちの歴史と現在の姿」を書き、その後に「このまちを未来に引き継ぐ」という決意を表し、「そのためには、これからのまちづくりは市民と議会と市の協働でつくっていく」とし、「そのためこの基本条例を制定する」というように書いてあります。その中に基本条例を制定するときの時代背景などを織り込んでいくという構成になっております。
（委員長）	札幌市から奥州市まで19自治体の前文がまとめられています。条例本文の文体に関わらず、前文については「ですます調」で書いているところがほとんどです。市民委員の皆さんの思いを表すことができるのが前文です。自治体によっては、前文起草委員会を設けて前文を考えているところもありますが、恵庭の場合は部会方式ですので、部会で議論していただきたいと思います。
	前文について何かご意見等がありますか。ないようですので、総則について事務局から説明をお願いします。
（事務局）	総則の中に規定している事項について、各自治体ごとに比較する表を用意しました。目的については芦別市を除き条文を置いています。目的、定義、条例の位置づけがだいたいセットになっているようで、条例の位置づけについては、最高規範性について表しています。このほかに、基本理念や基本原則について書いてある市と書いてないところ、または別の章立てをしているところというようにパターン化されているようです。辞書によると、「理念」とは「ものの原型として考えられる不変の完全な存在」とされ、「原則」とは「一般に適用される根本の法則」とされています。このため、「基本理念」については書かずに「基本原則」だけを書いてある市があるというように考えられます。
（委員長）	総則を詳しく書いてある市、簡単に書いてある市、またはニセコ町のように総則という章を設けていない自治体もあります。見てみますと、目的、定義、条例の位置づけ、基本理念などについては、総則の中に書くかどうかに関わらず、どこかには書いてあるというようです。恵庭市の場合は、どのような形式で書いていくかということもポイントになると思います。前文も含めて総則についてご意見があればお願いします。

○ 定義についてですが、各部会での議論も進んでいますが、「市」「市長等」などの定義を早めに決めた方が良いのではないのでしょうか。各部会での使い方が変わっていると困ることになると思うのです。

(委員長) そうですね、各部会に付託していますので、部会によって用い方が異なるということは考えられます。ですが、その部分の調整も含めて最後に話し合いますので、部会に行く前にこれ一本でいくというような決め方はしない方が良いと思っています。各部会から上がってくる案を整理したり修正したりという作業を行うこととなります。

○ 例えば、F部会が用いている「市」とC部会が使っている「市」では範囲が異なるという場合もあることになるとは思いますが、個人的には早めに決めてもらった方が良くないかと思っています。

(委員長) この後、各部会から報告されてくる案で、「市」の用い方について説明があると思います。F部会については最後に提案することになるので、それまでに整理もされているかもしれません。最初にこれだと決めてしまうよりも、部会での自由な意見を反映させることを重視しています。

○ F部会としては、始めにF部会で決めて他の部会を拘束するよりは、それぞれの部会で自由に考えてもらう方が良くないかと思っています。

○ 部会に出ていた意見ですが、前文で、はじめに恵庭の背景を書き、その後どういうまちを目指すということを書き、そのためにこの条例を制定しますという流れで書いたときに、市民憲章が基本なので、市民憲章の理念を実現するためにという考えで書いてはどうかというものがありました。私も個人的に賛同しておりますので、ご報告します。

(委員長) 市民憲章があるわけですから、その精神を取り入れるというのは十分考えられます。

○ 部会で議論してきた中で、個別の規定はシンプルに分かりやすく書いていこうという方針でした。全体のイメージとして、目的など総則をきちんと書いて、そこに到達するために各個別の条文を置くという構成になれば良いと思っています。総則の中に恵庭市の意思をしっかりと書きあげてほしいと思います。

(委員長) いずれにしても、条例の目的というのは明確にした形で書く必要があります。前文の中にも目的のようなことを書くのは必要になってきます。

総則の中で用語の定義というのは必要だと思います。最初に定義をしておく、条例を読む市民にとっても親切です。どの程度定義を置くかは部会で検討していただきたいと思っています。

○ 帯広市も稚内市も委員長が関わられたと思いますが、目的、定義、位置づけは両市とも置き、基本原則や基本理念は総則に置いていません。また、基本原則については帯広市は規定していません。それについては何か意味がありますか。

(委員長) 稚内市では、総則とは別に第2章に「まちづくりの基本原則」を設けています。これは、総則に書く以上の強いメッセージ性を表しているためです。帯広市の場合は、そういう部分を謳っていないのが特徴なのかもしれません。最初に関わった自治体で、条例自体が早期のもので、基本原則や基本理念を書くところまでいかなかったのかなと思っています。最近の条例におい

ては、だいたい書いているように思います。

そのほか意見はありませんか。

意見がないようですので、前文、総則についてはF部会に付託したいと思います。それでは地域オリジナルに進みたいと思います。前文については市民委員の皆さんの思いを強く反映できると説明しましたが、地域オリジナルの項目についても同じです。恵庭の特徴的なものを書く、誰が市長でも変らないものであれば政策的なものも書けます。地域オリジナルについては広範に亘り書くことができると思います。それでは、本日は3人の委員の方から提案をいただいておりますので、順にご説明いただきたいと思います。

○ それでは最初に私から提案させていただきます。「地域オリジナルの創造」と題して作ってみました。時間の都合もありますので、ポイントを絞って説明したいと思います。

真真中に書いた「住みたいまち 住んで良かったまち恵庭」というのが中心にあって、その周りに様々な要素を書いてイメージしました。基本的に、私たちが住んでいる恵庭は、札幌のベッドタウンで、利便性が良い。苫小牧に行くにも札幌に行くにも便利が良い。そこに照準を当ててみました。恵庭市にとって大事なものは「暮らし」なのだと思います。工業地帯を目指すとしても石狩や苫小牧の工業団地や隣接する千歳や北広島もあります。その中で恵庭が目指すのは「暮らし」を中心にしたまちづくりだろうと思います。イメージ図の左上に「子育て環境のまち」と記載しましたが、子育て世代の若い人達が「このまちはいいなあ、住んでみたいなあ」と思ってもらえるようなまちというのが趣旨です。また、「中高齢者に優しいまち」という部分では、中高年者が共感を持てるまちを目指すというものです。この二つを合わせると、現在の社会情勢である少子高齢化社会に照準が合わさると考えました。

子育て環境の具体的な部分ですが、ただ子育て環境が良いまちを作るということではなく、近隣市町村に優る子育て環境でなければなりません。どこの市町村も取り組んでいます、それ以上の取り組みでなければなりません。そうすることによって、定住や移住の促進に繋がると思います。また、子育て世代が働きやすいまちということですが、恵庭に住んで他市に働きに行っても良いと思います。むしろ、静かな住宅地ということで住みやすいとも言えます。そのための政策を考えて良いと思います。また、産婦人科・小児科などの医療が充実しているというイメージを持ってもらえたら、恵庭への移住も進むと考えています。安心して子育てができる、あるいは、社会で子育てを支援するということです。

中高齢者に優しいまちということでは、高齢者が元気で長生きできるまちをつくるということ、高齢者がいきいきと発言し行動できる、これまで培った知恵を発揮できるということに重点を置くべきだと思います。また、身体的に衰えたとしても大丈夫な、歩いて暮らせるまちをつくるということも大事です。元気で病院にかからないのが良いのですが、医療や介護を受けるときは、在宅医療・介護が実効あるように充実させていくことが必要だと思います。これも、他市町村とは違った恵庭独自の医療制度を創出していくことが必要と考えます。それに行政は支援をしていくということですが。

この2つの柱に付随して、「安心・安全の環境」「協働の普及」「コミュニケーションの広場」と3項目を掲げてみました。説明は、ペーパーにまとめてあるとおりです。

さらにその周りの雲の絵に書いたものは、「住みたいまち 住んで良かったまち恵庭」を実現するために必要な項目を書きました。例えば、住環境では、恵庭から他市に通勤するため、居住地から駅までの距離を縮めるということが大事で、その方策のひとつとして「駅バス」ということも考えられると思います。また、駐輪場や駐車場をきちんと整備することによって駅の機能が充実され、安心して往来することができます。

開いた鍵のマークで表現したかったのは、開かれたまちをイメージしたものです。耳を傾けるポーズの絵で表現したいのは声を聴くということですが、世代間、性別など区別のない声を聴く

というイメージです。水面下の声を聴く感性や感受性を備えた、きめ細やかに人の声を聴いたり発言したりできるということです。

「遊」と表したのは、何事にも遊び心がないと物事はうまくいきません。そういったことを含めて「遊」としました。

最後に、「検証」ですが、チェックというのが大事で、反省と先見を繰り返すことがまちづくりには必要だと思っています。

以上の考えを背景に、「くらし」という条文を考えてみましたので、部会で検討していただければと思います。

次に「危機管理」ですが、例えば原発事故については、北海道は北西から西寄りの風が多いといわれていますが、泊原発からは恵庭は丁度その方角に位置しています。泊原発で事故が起きれば、恵庭の森林を含め多大な被害を受けます。福島事故では、90kmや100km離れた所でも被害があったと聞いています。また、風評被害については必ず出てくると思います。そういう問題についてあらかじめ考えておく必要があるだろうと思います。次に、地震については、長沼活断層があると聞いています。近い場所にある活断層ですから、地震の被害があると考えます。また、被害がなくとも被害を受けた近隣の支援ということについても連携を作っておく必要があります。次に、洪水・土砂災害ですが、川の氾濫やダムが決壊については想定して対策を考えておく必要があります。次に火山ですが、樽前山の噴火による降灰は、苫小牧や厚真、千歳が中心で、理由は北西の風向きが影響しています。しかし、恵庭には影響がないというものではありません。そして、復旧・復興については、災害の形態に応じて考えていかなければなりません。ライフラインについては、物心両面に亘る環境整備を考える必要があると考え、6項の規定を考えてみました。

(委員長) ありがとうございます。それではひととおり3名の方から説明をいただいた上で、意見交換をしたいと思います。お二人目の方の説明をお願いします。

○ 私は、章名を「災害と犯罪のない自然豊かな住み良いまち」と題した3か条を考えました。私は、恵庭のまちは、災害が少ないと考えています。地震については、先ほど説明いただいた長沼の活断層に加え、札幌南部の活断層も比較的隣接しています。影響があるかもしれませんが限定的で、他市に比べると地震の影響は小さいのではないかと考えています。次に、水害ですが、北島地区などでは過去にも被害がありましたが、市街地まで水浸しになるという可能性は相当低いと思っています。長沼町や北広島市などの近隣と比較すると、恵庭市では水害を受ける可能性は低いと考えています。次に火山ですが、樽前山については、風向きによって影響が出ますが、北西の風向きを考えると、苫小牧や千歳などよりも被害を受ける可能性は低いと考えています。そういったことから、総じて恵庭のまちは、災害に遭う可能性が低いというように楽観しています。災害は、ないとは言えませんが、可能性は低いというように考えています。

次に、犯罪についてですが、私も防犯の活動をしています。恵庭では自転車の盗難など小さい事件は多いと思います。しかし、近隣と比較すると、恵庭は犯罪の少ないまちだろうと認識しています。

次に、自然豊かなまちですが、私たちは毎日恵庭岳を眺め、漁岳を水源とする漁川が中心部を流れています。その漁川を中心に水と緑と花に彩られたまちが広がり、大変住みやすい良いまちだということに思っています。

現在の恵庭について、大変すばらしいという思いからこのような条文を考え、恵庭以外の人にも恵庭を知っていただきたいというように思いました。

以上のことを3点ほどにまとめ文案を作りました。

(委員長) ありがとうございます。災害と犯罪のない自然豊かな住み良いまちということで、防災や防犯を中心に考えていただきました。それでは、3人目の方をお願いします。

○ あちこちで私が日ごろから述べていることで、目新しいものはありません。

1番目は、どこの市町村にもありますが、国や北海道、近隣自治体と連携していこうという趣旨です。「市民および市は、国、北海道、近隣自治体と連携・協力し、市民生活の向上や市政執行の効率の向上に努めます。また、恵庭市独自の施策を実現するために積極的に国、北海道等に働きかけます」

2番目は、さきほどのお二人と同じ考えです。「市民および市は、自然災害やその他の大規模事故災害や機器の発生を想定し、そのための備えを積極的に進めます。さらに、市民の生命・財産を守るためのあらゆる政策、条例の見直しを進めます」原子力事故とは書きづらいため、大規模事故災害としました。

3番目も同じようなことですが、「市民および市は、恵まれた自然環境を再認識し、その維持と共生への知恵を集め、誇れる財産の保持に努め、それを積極的に国内外に広めます」

4番目については、私はいろいろところで乳幼児医療の充実について話しています。「市民および市は、恵庭市の将来は子ども世代に託すことから、積極的に健やかな乳幼児の育成・支援に努め、さらに、高等教育機関などと連携し義務教育の充実を図ります。また、市民のニーズに応じて生涯学習の充実を図ります」学校教育基本計画、生涯学習基本計画を読んで大事なことだと思い、書きました。

5番目ですが、国内、海外の姉妹都市との更なる親善・交流促進についてということで、山口県和木町、ニュージーランド・ティマル市と姉妹都市を提携していることから、次のように考えました。「提携・交流している姉妹都市との更なる促進、拡大を進めます。そのために、交流分野や重点事項の見直しをしつつ、施策の実施に努めます。」

6番目として、「市民および市は、この条例を尊重し、すべての市民生活や市政執行の基本となるように務めます」

7番目もいくつかの市町村の条例にありました。「市民および市は、この条例の検証・評価を別に定める「まちづくり基本条例評価委員会」で行い、4年を超えない期間で見直しを図ります。なお、「まちづくり基本条例評価委員会」要綱は2年以内に市民および市の協働で策定します。」見直し期間については4年や5年がありますが、私は4年が良いと思いました。括弧の中にも書きましたが、基本条例は、そうそう変えるものではないとしても、永久に普遍的なものというわけでもありません。この先、想定外のこともあるかと思います。

(委員長) ありがとうございます。3名の方から提案をいただきました。3名の方に対してご質問があればお伺いしたいと思います。

質問はないようですね。今、3名のお話を聞いて、かなり共通するところがあったように思います。例えば、防犯や防災、危機管理というのがひとつ。恵庭のオリジナルとしてこれを入れたという3名共通の考えです。そして、自然豊かなまちづくりという趣旨のご意見も共通していたと思います。具体的に花などについて書くということもできると思います。ほかに、医療、健康、教育の充実という意見、子育て世代・中高齢者に優しいまちづくりという意見がありました。こういったことを条例に盛り込んではどうかという意見でした。国際交流もそうですが、姉妹都市や国・道・近隣自治体との連携という部分は、多くの市町村で取り入れていますので、地域オリジナルではなく別のところで盛り込むことができると思います。また、条例の見直しについては、最後に入れる必要があると思います。少し強引にまとめてしまったかもしれませんが、1つが「防災、防犯、危機管理」、2つ目が「自然と共生するまちづくり」、3つ目が「子育て世代や中高齢者に優しいまちづくり」ということです。このほかに委員の皆さんから何かご意見はあ

りませんか。

○ 3名の皆さんそれぞれ思いが熱くて、すばらしいと感動して聞いていました。個人的に、恵庭の将来をどうするかと考えたときに、このまちは「住むまち」だということをきちんと考えると、今子育てをしている若い人達に希望のあるまちづくりをしてあげたいというように思うのです。そこを重点的にすると、全て教育から何からに及びます。そういうことが恵庭のまちづくりに必要だと思います。そういった考えを基に、検討していただきたいと思います。

○ 今のお話を聞いて思いました。希望を持って現役世代が生活していくということですが、地域オリジナルという部分は、外からの制度で仕組みを作っていくということを書いているのかどうか考えました。制度を整えていきますよということを書くのか、希望を持ってここで暮らす価値観を感じながら生活できるような気持ちを育むという内面的なことを書くのか、どちらの方向で考えたら良いのかと思いました。

(委員長) 制度というのは具体的な制度でしょうか。例えば保育所を増設するとかそういうことでしょうか。

○ そうです。例えば、医療関係を充実させるとか、乳幼児医療を助成するとかそういう制度を掲げる方向なのかどうかというものです。

(委員長) 今の発言に対しては、稚内市の規定が参考になると思います。稚内市では、第9章以下が地域オリジナルという部分になりますが、第9章が「子育て平和運動の推進」となっています。稚内市では、子育て平和宣言というのをしていますので、子育て平和運動というタイトルになっています。この部分の書き方は、政策をどうこうというのではなく、むしろ理念的な内容になっています。しかし、ここに1章設けることによって、子育て世代に対する強い思いを表していると感じ取ることができます。次に第10章の国際交流ですが、具体的にサハリン州を挙げていますが、毎年小学生の相互交流をしていることから、具体的な記述になっています。そして第11章が安全安心のまちづくりで、防犯や防災を書いています。第34条には安全安心なまちづくりのため、医療と福祉の充実について書いています。これはかなり政策的な規定となっております。政策論的な要素は強いのですが、委員会での議論の末、全員の一致した意見となりました。稚内市は、一定の規模にあるにも関わらず、開業医がいないのです。何人かはいるのですが、既に高齢で、宗谷圏域の中核病院である稚内市立病院が、小中学校の検診もしなければならないし、二次医療もしなければならないと何から何までやらなければならないという状況です。一次医療も勿論ですので、全てを担っているためいつも混雑しているし、薬の処方も遅いという状況にあります。そういう背景を基に、政策論的ではありますが、基本条例の中に「医療と福祉の充実に努めます」というように書いたのです。誰が市長であってもやりますよというのはサハリン交流でしょうし、医療の充実についてもそうだと思います。普遍的であれば盛り込んでもよいこととなります。子育て世代へのメッセージは抽象的になりますが、章を設けて規定したということになっています。

このように、制度という点で、政策を入れるということについてはかなり慎重にならなければならないと考えます。自治体によっては、選挙で市長が変わるのに現市長の政策を書いたりしているところがあります。これでは基本条例の原則から逸脱してしまいます。私は政策を入れても良いとは思っていますが、慎重に議論をしていかなければならないと考えています。

○ 若い方の意見をもっと聞いてみたいと思います。

○ 皆さんの意見や資料を見させていただいて大変参考になりました。恵庭のオリジナルということで、恵庭の独自性を考えると、恵庭にしかないというものは思いつかず、恵庭の良いところは総体的に感じることはできるのではないかと思います。札幌に近かったり、空港や海などに近く、その中心にあるため利便性が高いとか、総体的に優れているということを感じました。なぜか1点だけ触れられていなかったのは、ガーデニングなどの花についてです。恵庭のまちづくりがメディアなどで紹介されるのは花のまちづくりで、それが恵庭の独自性ではないかと思っています。オリジナルという意味では、花のまちづくりなのかなと思いました。ありきたり過ぎて皆さん触れなかったのかなと思いました。

○ そんなことはありません。恵庭のキャッチコピーで「水・緑・花」というのを用いています。それ自体はすごく良いのですが、水と緑は生活に必要なものですが、森林が伐採されたままの所があり、水害にも繋がってきます。そうしたときに、水と緑と花と一緒に並べるということに違和感を感じます。花というのは、ごく一部を除き自然環境ではなく暮らしの景観です。生活の中の特徴として「花」を挙げるのは良いと思いますが、水と緑と一緒にするのは違うと思っています。

○ 地域オリジナルとは何かということをもう少し考えた方が良いのかなと思います。防災や防犯というものは全国共通の課題です。そこからもう少し絞って、条例を読んだときに、これは恵庭らしいなというように感じるものが地域オリジナルなのかなと思いました。条例というものの中でどこまで謳えるかということを見ると、防災や防犯について恵庭のオリジナルは例えば防災公園が各所に配置されているとか、恵庭のまち全体が防災標識や避難経路などの案内が徹底されているとか、防災教育や防災訓練が徹底されているとか、具体的なことを書かなくてもそれを読み込めるようなことを書けるのであれば、防災や防犯について恵庭オリジナルとして書くことになるのかなと思います。先ほどお話があったように、私は、恵庭というのは、やはり「人が住むまち」で、そのためには子育てに繋がり、これまで恵庭が子育てのためにやってきたことのひとつに読書活動があります。現在、読書コミュニティ条例の策定作業をしているところですが、恵庭は読書活動が盛んで、学校図書館司書の配置や家読と称して家庭での読書も進めています。子育ての保育的なことと教育的なことが一体となったまとまりのあるまちだと言えます。そういったまちであれば住んでみたいということになると思います。大企業が支店や工場を作るため地方に進出するときの場所選びの基準は、文化性とか教育がどういう体制かということが大きな比重を占めると言われています。そうであれば、恵庭のオリジナリティが何かということを考えるときに、そういったことに焦点をあてても良いのかなと思いました。今の水と緑と花という話はなるほどなあと聞いていました。水と緑が恵庭の特徴だとすれば、条例の中で「人間環境都市宣言」を謳うといったことまで踏み込むことも考えても良いのかなあといったことを思っていました。今の話は、皆さんのお話を聞いた独り言のような感想です。

○ 私は、提案をさせていただきましたが、もっとこれは恵庭のことだと分かるようなことに絞り込んだ方がよいのかなと思いました。恵庭をもっと出せないか考えたいと思います。

(委員長) 一般的な基本条例は、住民協働の原則を定めて、そのために情報共有などについて書くところまでですので、「防犯、防災、危機管理」「自然豊かなまちづくり」「子育て支援」というところまで書くというのはオリジナリティがある条例ということになります。そういうものを出すことによって恵庭の取り組みについてメッセージできます。ただ、最近作られている条例にそういう項目が増えてきているので、目新しさがないように感じてしまうかもしれません。稚内市の条例を制定したときは、防犯や防災というのは大変オリジナリティの高いものでしたが、最近の

条例に多く書かれていることから、普通の規定になってしまったのかもしれませんが。同じ項目であっても書く内容によってオリジナリティが出てきたりすることもありますので、メッセージ性のことも合わせて何を書くか考えたら良いと思います。

○ 全国的にも、スポーツ都市宣言や平和都市宣言などを行っている自治体がありますが、恵庭市では何かそういう宣言は行っていますか。

(事務局) スポーツ都市宣言はしています。

○ スポーツ都市宣言をしたということは、宣言をした当時、スポーツ都市として力を入れようとしたわけですから、それがオリジナルだったのでしょうか。今どうかは分かりません。いつ頃宣言したのでしょうか。また、ほかに宣言はありませんか。

(事務局) 相当以前の宣言だったと記憶しています。また、ほかにもいくつか宣言しているのですが、正確にお答えできません。

○ 今その宣言がどうなっているのかはわかりませんが、たたき台にはなると思います。

(委員長) 稚内市で話題となったのは、市民から切実にこれが必要だという声があったためで、子育て平和宣言はしていますが、宣言があったから盛り込んだという訳ではなく、子育て世代に対するメッセージとして入れたものです。なので、市民の皆さんが、これは必要だというように思うことがあれば、それを入れていくことが大事だと思います。

○ 以前、社会教育において地域で子育てをするということを調べたときに、稚内の子育て平和宣言がありました。その後調べていくと、宣言をして終わりではなく、町内会の活動も子ども会の活動も学校教育も学校外にもすべてリンクしたものでした。宣言の精神が学校教育にも社会教育にも生きている大変すばらしいものです。

○ 皆さんの意見を聞いて思ったのですが、A部会で考えた規定文案は柔らかい温かみのある言葉でまとめようとしています。地域オリジナルを書くときも、分かりやすく柔らかい言葉で章立てをして、その中で危機管理や自然との共生などを書いたら良いのかなと思いました。

私たちが暮らしということについては書いた方が良くと思います。「暮らし」に関する規定は入れたいと思います。また、「恵庭」の「恵まれた庭」というところから発展させて考えてみたらどうかと思います。恵庭は花がすごいまちですが、花がすごいのではなく、それを育てている人がすごいと思うのです。人を育てるといふか、子育てもそうですが、育てることからまとめられないのかなと思いました。日本中を見渡しても、こんな素敵な名前のまちはないと思います。

(委員長) なるほど。恵まれた庭というところから、花をかけて、そこから育てることと繋げるようにうまくキーワードを繋げられないかということですね。

○ 私たちのまち恵庭は、恵庭岳から流れる水によって生活が支えられています。水はとても大事です。そのためには、森の伐採をしないということです。間伐をして常に植えていくということで、そのものが恵まれた庭で、田園都市です。次に、市民参加による暮らしの景観として花があり、人がふれあっています。そういうまちが恵庭です。今のお話を聞いて、文章にはなっていま

せんが、そういうことを是非前文に入れたいと強く思いました。

(委員長) そうですね、先ほどのお話は、地域オリジナルと前文の両方に入れられるかもしれませんね。

○ 前文と地域オリジナルは重複するようなことがあるかもしれませんね。

○ そうですね。しかし、前文で触れておいて後で規定されるという形式は良いと思います。

(委員長) 前文に入れておきたいキーワードなどがあれば今ご意見をいただきたいと思います。恵庭岳や漁川、花などが出てきました。

○ 恵庭の語源となった鋭く尖った岩を表すエエンイワというアイヌ語は、他市の人の記憶に残る言葉のようです。

○ 昔の言葉、アイヌ語を語源とする言葉などをもう一度こういうところで見直して大事にしておくというのは面白いと思います。

○ 漁川の語源はイチャニですね。漁川は恵庭の歴史の中で外すことのできない大事な存在だと思います。

○ 恵庭百年史にもいろいろと載っていますね。

○ 私は、先ほどお話いただいた「恵まれた庭」というのが素敵だと思います。

(委員長) それでは、次の議題もありますので、前文、総則、地域オリジナルについては本日の議論を踏まえて部会で議論していただきたいと思います。次に、中間フォーラムについて、委員会を15時30分から行い、18時30分から開催します。それに関する事について事務局から幾つか報告があります。

(事務局) 8月30日の中間フォーラムの開始時刻が18時30分という時間ですので、以前委員会の中で食事付きにしたら集まるのではないかという冗談交じりの意見がありましたが、仕事帰りに真っ直ぐ来ていただく方などのために、軽食を用意できないか考えてみました。山崎製パンさんは、キッズ防災キャンプや自転車散歩などの市のイベントに菓子パンを提供していただいております。こういったフォーラムなどでは珍しいかもしれませんが、協力していただけないか打診したところ、ご承諾いただきましたので、当日は参加者に菓子パンを配りたいと思います。

(委員長) それでは、次回8月9日の委員会ですが、A部会からの報告ということになりますが、中身についてはまとまっていますか。

(事務局) まとまっています。規定文案までできていますので、逐条解説のような形で事務局でまとめたいと思っています。

(委員長) わかりました。各部会での規定文案にはニュアンスの違いなども出てくるでしょうから、事務局も精査はすると思いますが、部会の報告が出揃ってから全体の調整を数回やります。そうい

うことを考えると、今日が丁度折り返しになります。11月いっぱいまでまだありますが、皆さんよろしく願います。それでは他に事務局からありますか。

(事務局) 議会との意見交換についてご報告します。8月3日、今週の金曜日に臨時議会が招集されています。議会終了後に、議員協議会からまちづくり基本条例の進捗状況などについて説明を求められていますので説明に行き参ります。その場で、市民委員会として議会に意見交換を申し入れたいという話をします。意見交換の時期ですが、中間フォーラムの後で、9月議会の開会前、かつ、議員の責務を担当するC部会の報告前と考えておりますので、9月の最初の頃ということで調整したいと思っています。こちら側からは、市民委員全員と議員全員で協議をしたということでも申し込みたいと思います。

(委員長) どういう形になるかは議会の都合もありますので分かりませんが、全員で意見交換ができればよいと思います。

○ 時間は何時頃でしょうか。日中ですか夜間でしょうか。

(委員長) 皆さんの都合が良い時間があればお聞かせください。

○ 私たちが議会に申し入れるので、議会の都合で日程を決めるのが礼儀かなと思います。

(委員長) それではできるだけ早く調整をしていただいて、早めにご連絡いただきたいと思います。

○ 議会との意見交換はどのような内容でやるのでしょうか。

(委員長) 私が関わった自治体では、帯広市は議会を含まない行政基本条例ですので意見交換がありませんでした。稚内市では、申し込みはしましたが、委員会で自由にやっていただければよいということで意見交換は行われませんでした。小樽市では議員さんの勉強会という形式で、委員長である私だけが2回出向いて講義と質疑応答をしました。全員が参加するという方式はやったことがありませんので、具体的にはわかりません。こちら側から議員に質問したとしても、詳しい人もいればそうでない人もいるでしょうし、また、議員側からの質問も、事務局や私が答えるのか皆さんが答えるのか。どういう風に進めたら良いかは思案しています。

○ 私たちがやっていることについて説明するというのはどうでしょう。傍聴に来られている議員さんもおりますが、知らない人も多いのではないのでしょうか。

○ 8月3日の説明というのはどの範囲の議員にするのですか。

(事務局) 全議員というように聞いています。

○ であれば説明は終わっているのでしょうかから、条例の中身云々よりも、恵庭のまちづくりについてどうするかというテーマだと意見が出やすかったりしないのでしょうか。

(委員長) 条例に関する意見交換ですので、条例から離れるわけにはいかないと思います。

○ 条例の話について、委員長から最初の説明をしていただいて、その後、各委員から今の思いを

伝えていただくというのはどうでしょう。

- 3日の経過説明はあるわけですから、もっと有効に使いたいと思います。

(事務局) 議会もまちづくり基本条例について市民委員会で取り組んでいることは承知しています。なので、8月3日に経過について説明を求められていると思います。取り組み状況の説明だけではなく、何が大事かという、まちづくり基本条例を議会に提案するのですから、委員の気持ちを伝えるということで良いのではないのでしょうか。

- 基本的には私たちが素案を作っていますが、最後は議会が審議するので、素案についてご理解くださいという立場もあると思います。

(委員長) 途中経過ですので、議論の中身については、A部会B部会の方を中心に説明いただければ良いと思います。この件については、9日の委員会でもご報告いただきたいと思います。それでは本日の委員会はこれで終了したいと思います。お疲れ様でした。